

# 「安全管理重点確認監査」の手引き

令和4年4月

福岡県福祉労働部子育て支援課

## I 趣旨

令和3年7月29日、本県において、保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。

このような事案を二度と繰り返さないよう、保育所等において、常に安全管理等の確認を強く意識していただくため、令和4年度からこれまでの定期監査に加え、無通告による「安全管理重点確認監査」を実施することとしました。

本手引きは、「安全管理重点確認監査」において確認する項目や理由等について規定・通知等を示し解説しております。ただし、監査担当職員が監査当日、目視や施設長等へのヒアリングで確認可能な項目に絞っていることから、国の通知や保育所保育指針等、全て網羅した内容にはなっていません。

そのため、この手引きで確認を求められている事項のみ対応すればよいのではなく、確認を求められない事項についても、施設内の研修等により、継続的に注意喚起、周知等図っていただき、日々の保育活動に当たっていただくようお願いします。

「安全管理重点確認監査」は、保育所等における安全管理体制が日常的に行われているか確認するための監査です。この手引きは監査対象施設だけでなく、全保育所等にあらかじめ配付しますので、各施設におかれましては、子どもたちを、保護者からお預かりし、お返しするところまで、全職員が「養護」の理念で十分に安全を確保することが保育の基本である、ということを改めて確認いただき、取組みを進めていただきますようお願いします。

## II 安全管理重点確認監査での確認事項

### 1 門扉・玄関

確認事項	説明
<p>(1) 門扉が施錠されているなど、職員の確認なしに外部から施設に入ることができないようになっているか。</p> <p>(2) 子どもだけで容易に外出できないようになっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園の敷地内に誰でも自由に入ることができると不審者の侵入も許すことになります。</li> <li>・また、子どもが勝手に園の敷地から出ることができると、保育中の所在不明事故や飛び出し事故も起こりかねません。</li> <li>・施設の規模や現在の施設設備の状況等考慮し、施設の設備面または、運営面から、施設にあった方法を検討してください。(オートロックの導入、施錠位置を子どもの手の届かない高さにする、門扉の開け閉めの際の施錠をルール化し保護者と共有、訪問者の入口・受付の明示、施設の開場時間の制限、保護者だとわかるものを身に着けてもらう、子どもに対しても危険な行動への注意喚起を行うなど)</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 56 号） （不審者等の侵入防止対策） 第 50 条 保育所は、外部からの不審者等の侵入防止のための措置を講じるとともに、これに対する必要な訓練を行うよう努めなければならない。</li> <li>■ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について(平成 13 年 6 月 15 日、雇児総発第 420 号)、別添-2 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 日常の安全管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

## 2 危機管理体制

確認事項	説明
<p>(1) 責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理に関する責任者は誰になるのか。</li> <li>緊急時の役割について、分担と担当する順番・順位を把握しているか。</li> </ul> <p>(2) 共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの安全確保に関し、職員会議などで職員間の共通理解を図っているか。</li> <li>事故防止等のマニュアルについて、全職員に周知し、各職員は保管場所を把握しているか。</li> </ul> <p>(3) 避難経路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防計画で決められた避難場所を把握しているか。</li> <li>保護者や関係機関への連絡方法を把握しているか。</li> </ul> <p>(4) 園外活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登園時や散歩等の園外活動等の前後等、場面の切り替わりにおいて、子どもの人数を適切に把握しているか。</li> <li>散歩等の園外活動を行う場合、園外に出る子どもの人数、引率者名、目的地、ルート、出発時間、戻り時間等を記録しているか。</li> <li>園外活動中に発生した事故等についての対応手続きが定まっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時に迅速かつ適切な行動を行うためには、危機管理における責任者を定め、責任者の指示のもと、各職員が役割分担に応じた行動をとる必要があります。</li> <li>また、緊急時にその場にいる職員で対応が求められるため、役割ごとに分担と担当の順位を定めておくだけでなく、責任者を含め、担当する職員がいない場合、次に誰がその役割を担うのか、順番も定めておく必要があります。</li> <li>施設長は、マニュアルを整備し、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が危機管理体制について把握できるよう、緊急時に備える必要があります。</li> <li>緊急事態を把握する上で、子どもが今・どこで・何をしているのか常に把握していることが重要です。特に、登園時や園外活動の前後は、子どもだけでなく職員や保護者の出入りもあり、多くの人の出入りがあるため、職員間の連携を密にし、子どもの観察に見落としがないよう注意が必要です。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月)             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故の発生防止(予防)のための取組み                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 緊急時の対応体制の確認                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時の役割分担を決め、掲示する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故発生時に他の職員に指示を出す役割について、施設長・事業所長、副施設長・副事業所長、主任保育士など、順位を付け明確にするとともに、事故発生時の役割ごとに分担と担当する順番・順位を決め、事務室の見やすい場所に掲示する。</li> <li>○ 緊急時の役割分担の主なものは、以下が考えられる。 (緊急時の役割分担の例)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・心肺蘇生、応急処置を行う。 ・救急車を呼ぶ。 ・病院に同行する。</li> <li>・事故直後、事故に遭った子どもの保護者、地方自治体関係部署に連絡する。</li> <li>・事故当日、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育を行う。</li> <li>・事故直後、交代で事故の記録を書くよう職員に指示する。</li> <li>・施設・事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員間の連絡をとる。</li> <li>・事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の保護者に事故の概要について説明する。</li> <li>・翌日以降の教育・保育の実施体制の確認を行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> <li>■ 保育所保育指針解説(平成30年2月、厚生労働省)             <ol style="list-style-type: none"> <li>第3章3(2)ア 事故防止及び安全対策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</li> <li>・保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>■ 想定外から子どもを守る 保育施設のための防災ハンドブック(経済産業省)             <p>(TEAM 防災ジャパン 運営:内閣府政策統括室「<a href="https://bosaijapan.jp/app/uploads/2018/12/METI.pdf">https://bosaijapan.jp/app/uploads/2018/12/METI.pdf</a>」)</p> </li> </ul>	

### 3 最低基準の順守

確認事項	説明
(1) 保育室の面積、保育士数が最低基準を満たしているか。(保育室を抽出し、児童数、保育士数から必要面積・保育士を算出し、最低基準を満たしているか確認)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出した保育室にいる児童数と保育士数を数え、当日の出欠簿と出勤簿を突合します。</li> <li>・確認した保育室において確認した児童数と保育士数から必要面積数、必要保育士数を計算し、その時間帯における最低基準の遵守状況について、確認します。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 56 号）</p> <p>面積基準（第 44 条第 1 項第 2 号 保育室等ごとに計算）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満 0、1 歳児 1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・満 2 歳以上児 1 人につき 1.98 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>職員配置基準（第 46 条第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児 3 人につき 1 人以上</li> <li>・満 1、2 歳児 6 人につき 1 人以上</li> <li>・満 3 歳児 20 人につき 1 人以上</li> <li>・満 4 歳以上児 30 人につき 1 人以上</li> </ul> <p>※保育所 1 につき 2 人を下ることはできない。</p> <p>※常勤の保育士が各組・各グループに 1 名以上配置されていること。</p> <p>※乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が 2 名以上の場合は、2 名以上の常勤保育士の配置が必要。</p>	

#### 4 危険・事故防止対策

確認事項	説明
<p>(1) 落下物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の際等に落下の危険がある重量物等を、棚の上、壁面収納（引き戸等で地震の際に開く危険性がないものを除く）等に置いていないか。</li> <li>・子どもが引っ張ることができるテーブルクロス等がないか</li> </ul> <p>(2) 転倒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具やテレビ、ピアノ等について、転倒・移動防止策が行われているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重量物は高所から落下した場合、幼児に重篤な怪我を負わせる可能性があります。</li> <li>・壁面収納等に保管していても、扉に耐震ロック等を行っていない場合、地震の際落下する危険性があります。</li> <li>・固定できない重量物等は、保育環境下に、置かないことが望ましいと考えられます。</li> <li>・幼児が引っ張ることができるテーブルクロス等は、幼児が引っ張った際、その上にある重量物等が落下する危険性があります。テーブルクロスを使用する場合は、子どもが引っ張ることができないように、机に固定したり、長さを調整するなど、落下防止の対策が必要と考えられます。</li> <li>・強い地震の際には、ピアノなどの重量物も転倒、移動等の危険があります。</li> <li>・家具等は固定が適切に行われていない場合、子どもの思わぬ行動により、転倒する危険もありますので、転倒・移動防止の対策が必要です。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 保育所保育指針解説（平成 30 年 2 月、厚生労働省）</p> <p>第 3 章 4 (1) 施設・設備等の安全確保</p> <p>イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に、避難経路の確保等のために整理整頓を行うとともに、ロッカーや棚等の転倒防止や高い場所からの落下物防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼ったりするなど、安全な環境の整備に努める必要がある。なお、こうした安全環境の整備は、非常時だけでなく日常の事故防止の観点からも重要である。</li> </ul>	

確認事項	説明
<p>(3) 誤飲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもがいる部屋に、マグネット、画鋸、玩具など、子どもが誤飲する危険性のあるものがないか。</li> <li>・乳幼児の手の届く位置に漂白剤や消毒液等が置かれていないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知育玩具などで流通しているネオジム磁石性のマグネットセットを子どもが誤って飲み込んでしまうと自然に排泄されないこともあり、誤飲に気づかず時間がたってしまうと、大掛かりな処置が必要となることもあります。</li> <li>・玩具の一部が壊れている場合などは、壊れた部品が落下している可能性があります。</li> <li>・画鋸は落下の危険があり、落下したこと自体気づきにくいいため、使用しないことが望ましいと考えられます。やむを得ず使用する場合は、日常的に緩みがないか確認が必要です。</li> <li>・保育室などの保育環境下だけでなく、トイレや調理室、園庭などにおいても、乳幼児の手の届く位置に誤飲すると危険なものを置かないよう努める必要があります。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成 28 年 3 月、厚生労働省)</p> <p>1 (1)① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項</p> <p>エ 誤嚥(玩具、小物等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。</li> <li>○ 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。</li> <li>○ 子どもが、誤嚥につながる物(例: 髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など)を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。</li> <li>○ 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。</li> </ul>	

確認事項	説明
<p>(4) 衝突</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室内のドアやピアノの鍵盤蓋には指ばさみ防止がなされているか。</li> <li>・ 家具の角などに安全対策を行っているか。</li> <li>・ 扉が外れそうになっている等の施設の整備不良はないか。</li> </ul> <p>(5) 転落</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓の近くに足場となるような物を置くなど、子どもの高所からの転落につながるような箇所がないか。</li> </ul> <p>(6) 感電</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンセントに子どもが触れることができる状態になっていないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の子どもが閉めた時に指を挟むなどの事故が発生しています。</li> <li>・ 家具の角が鋭利な場合は、衝突した際、けがをする恐れがあります。</li> <li>・ 健具が壊れてぐらついている扉を放置した場合、扉が外れ子どもが下敷きになる可能性があります。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓の近くにものを置くと、子どもがそれを足場にして窓によじ登り、窓から転落する可能性があります。</li> <li>・ 転落防止柵等があっても、子どもが通り抜けることができる場合などがあるため、適切な幅となっているか確認する必要があります。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの手が届くところにあるコンセントは、家具で隠す等、適切に対応しないと、子どもが異物を入れて感電する恐れがあります。</li> <li>・ 乳児の手が届くところでは、誤飲の危険性がないコンセントカバーなどを使用することが適当です。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 保育所保育指針解説（平成 30 年 2 月、厚生労働省）</p> <p>第 3 章 4 (1) 施設・設備等の安全確保</p> <p>イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的に、避難経路の確保等のために整理整頓を行うとともに、ロッカーや棚等の転倒防止や高い場所からの落下物防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼ったりするなど、安全な環境の整備に努める必要がある。なお、こうした安全環境の整備は、非常時だけでなく日常の事故防止の観点からも重要である。</li> </ul>	



確認事項	説明
<p>(7) 閉じ込め</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが入り込み、所在がわからなくなるような場所や死角となるような場所はないか。</li> <li>・倉庫等に、子どもが不用意に侵入しないよう施錠しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもは、遊んでいるうちなどに、思わぬところに隠れることがあります。</li> <li>・子どもが入り込み、所在が分からなくなるような場所や死角となるような場所は、保育中の子どもの動きを把握することができなくなり、不測の事態を生む可能性が高まります。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 保育所保育指針解説（平成 30 年 2 月、厚生労働省）</p> <p>第 3 章 3 (2) ア 事故防止及び安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</li> <li>・保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。</li> </ul>	

確認事項	説明
<p>(8) 食物アレルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士は、アレルギー対応が必要な子どもを把握しているか。</li> <li>・専用トレイ、配膳用名札にクラス名・名前・アレルギーを明記するなど、視覚的にアレルギー対応食を区別できるよう配慮しているか。</li> <li>・席の配置、配膳ワゴンの場所は、安全確保に配慮して設定されているか。</li> <li>・保育士は、配膳・喫食時に、他児のもの(配膳ワゴン上、机上等)をアレルギー児が食べないように、隣りに座る、他児との間に座るなどして、目を配っているか。</li> <li>・配膳用名札の名前と顔を確認し、専用トレイにアレルギー対応食をのせた状態で提供しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーのある子どもの誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があり、誤食を防止するためには、人的エラーを減らす必要があります。</li> <li>・人的エラーを減らす方法として、アレルギー対応食を一目で区別できるよう、視覚的に区別できるようにする対策が有効です。</li> <li>・また、アレルギーのある子どもの座席やアレルギー対応食の配膳ワゴンの置き場を固定するなど、配膳間違いを少なくする対策や、保育士が隣に座り、他児のものをアレルギー児が食べないように目を配ることなど、子どもが間違えて食べてしまわないように目を配ることも有効です。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月、厚生労働省)</p> <p>1 (1)① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項</p> <p>オ 食物アレルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アレルギーについて施設・事業所での配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、幼稚園等の学校においては学校生活管理指導表を、保育所においてはアレルギー疾患生活管理指導表を配付し、提出してもらう。食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、完全除去を基本とする。</li> <li>○ 主要原因食物である鶏卵、牛乳、小麦は安価で重要な栄養源であるため、食事の献立に組み込まれる傾向にあることから、主要原因食物に対する食物アレルギーの子どもが施設・事業所にいる場合、除去食又は代替食による対応が必要。</li> <li>○ 施設・事業所では、家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えないことが望ましい。また、家で摂ったことがある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する可能性があることから、食事後に子どもがぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて救急搬送を行うことが望ましい。</li> <li>○ 除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである献立、調理、配膳①(調理室から食事を出すときの配膳)、配膳②(保育室等での食事を準備するときの配膳)、食事の提供という一連の行動において、どこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意する。</li> <li>○ 自らの施設・事業所において、人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにし、人的エラーを減らす方法や気づく方法のマニュアル化を図ることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 食事提供の全過程の中で人的エラーが発生しそうな事例、人的エラーが発生したがチェック体制により防ぐことができた事例を報告し、自らの施設・事業所で人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにする仕組みを作る。</li> <li>(イ) 上記(ア)で明らかになった「人的エラーが発生する可能性がある場面」の情報をもとに、それぞれの場面における人的エラーを減らす方法を共有する。</li> <li>(ウ) 上記(ア)で明らかになった場面のうち、特に重要な場面(例：調理室で代替食を調理する時、取り分けする時、ワゴンで調理室から他の職員に受け渡す時、保育室等で配膳する時)を決め、アレルギー表と現物等との突き合わせによる確認を行う。</li> </ul> <div data-bbox="312 1760 1410 1980" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(人的エラーを減らす方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。</li> <li>・食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。</li> <li>・材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもに食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。</li> <li>・除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。</li> <li>・食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。</li> </ul> </div> </li> <li>○ 施設・事業者における食物アレルギーへの対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月 厚生労働省)及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)を参考に取り組む。</li> </ul>	

確認事項	説明
<p>(9) 午睡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋の明るさは、子どもの様子がわかる程度となっているか。 (子どもの顔色等の様子がわかるか)</li> <li>・午睡開始時において、うつぶせで寝ている子どもはいないか。</li> <li>・子どもの顔に布団がかかっているなど、呼吸の妨げになるようなものはないか。</li> <li>・定期的に子どもの呼吸の状況等をチェックし、乳児については、その結果をチェック票に記入しているか。(目安 0 歳：5 分ごと、1 歳：10 分ごと、2 歳：10～15 分ごと)</li> <li>・入園間もない子どもや、両親の喫煙等により、乳幼児突然死症候群のリスクが高いとされる子ども等を把握しているか。</li> <li>・ぬいぐるみや、ヒモ、またはヒモ状のもの等がないか。</li> <li>・隙間に顔が埋まる危険はないか。</li> <li>・隣の子どもの間隔は適当か。(他の子どもが覆い被さる危険は無い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児突然死症候群(SIDS)だけでなく、うつぶせ寝や首に巻き付くようなものが睡眠環境にあると窒息事故を発生させることもあります。</li> <li>・0 歳児だけでなく、1 歳児以上も発達の状況にあわせて寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えること、定期的に子どもの呼吸の確認を行うことは、窒息等の事故を未然に防ぐために重要となります。</li> <li>・SIDS 発生リスクの確認のため、喫煙や母乳による育児の家庭での保育の状況について、保護者に同意を得て、状況把握に努めましょう。</li> <li>・保育士が窒息リスクを理解した上で、左記のような乳児の窒息リスクの除去を睡眠前及び睡眠中に行う必要があります。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成 28 年 3 月、厚生労働省)</p> <p>1 (1)① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項</p> <p>ア 睡眠中</p> <p>○ 乳児の窒息リスクの除去</p> <p>以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝させることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。</li> <li>・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。</li> <li>・ヒモ、またはヒモ状のもの(例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等)を置かない。</li> <li>・口の中に異物がないか確認する。</li> <li>・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。</li> <li>・子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。 ※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。</li> </ul> <p>■ 11 月は「乳幼児突然死症候群(SIDS)」の対策強化月間です。 (厚生労働省 HP「<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000181942_00006.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000181942_00006.html</a>」)</p> <p>SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の 3 つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう</li> <li>・できるだけ母乳で育てましょう</li> <li>・たばこをやめましょう</li> </ul> <p>■ 保育所等における事故防止対策の実施状況等に関する調査研究報告書(令和 2 年 3 月、株式会社日本経済研究所、厚生労働省「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」)</p> <p>※午睡チェックを実施している場合のチェック頻度が一番多かった間隔(認可保育所) 0 歳 5 分、1 歳 10 分、2 歳 10 分、3 歳 15 分以上、4 歳 15 分以上、5 歳 15 分以上</p> <p>※小規模保育事業所と認可外保育所の午睡チェック頻度設定事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模保育事業所(大阪府)：0 歳 5 分、1 歳 10 分、2 歳 10 分</li> <li>小規模保育事業所(福岡県)：0 歳 5 分、1 歳 10 分、2 歳 15 分</li> <li>認可外保育施設(東京都)：0 歳 5 分、1 歳 10 分、2 歳 10 分</li> <li>認可外保育施設(愛知県)：0 歳 5 分、1 歳 5 分、2 歳 5 分、3 歳以上 5 分</li> <li>認可外保育施設(北海道)：0 歳 5 分、1 歳 5 分、2 歳 5 分</li> </ul>	

確認事項	説明
<p>(10) 飲食</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、与えていないか。提供する場合は、食材をカットして与えるなど対応しているか。</li> <li>・ 子どもが、ゆっくり落ち着いて食べることができているか。</li> <li>・ 子どもが食べ物をのどに詰ませた際の、緊急対応方法について理解しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事等の誤嚥を防ぐためには、子どもの食事に関する状況やその日の子どもの健康状態、口にするものの大きさや形状、固さなどに留意して提供する等の基本的な事項を保育者と調理員一人一人が意識して緊密に連携して対応することが重要です。</li> <li>・ 特に、リスクの高い食材を提供する場合は、食材をカットしたり、調理して柔らかくするなど、ガイドライン等を理解した上での対応が求められます。</li> <li>・ また、子どもが、泣いていたり、落ち着きのない状況で食べ物を口に入れると喉に詰まらせるリスクが高くなります。子どもの年齢月齢に問わず、普段食べている食材が、窒息につながる可能性があることを認識し、食事の介助及び観察を行うことが必要です。</li> <li>・ 保育士は、いざと言うときに備え、応急手当が適切に行えるようにしておくために、訓練等実施することも必要です。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成 28 年 3 月、厚生労働省)</p> <p>1 (1)① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項</p> <p>ウ 誤嚥（食事中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。</li> <li>○ 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。</li> <li>○ 食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。</li> <li>・ 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。</li> <li>・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。</li> <li>・ 汁物などの水分を適切に与える。</li> <li>・ 食事の提供中に驚かせない。</li> <li>・ 食事中に眠くなっていないか注意する。</li> <li>・ 正しく座っているか注意する。</li> </ul> </li> <li>○ 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子ども（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。</li> <li>○ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</li> </ul> <p>■ 「食品による子どもの窒息・誤嚥の注意喚起について（令和 3 年 1 月 20 日、消安全第 13 号）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は 5 歳以下の子どもには食べさせないでください。喉頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。</li> <li>(2) ミニトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4 等分する、調理して柔らかくするなどして、良くかんで食べさせましょう。</li> <li>(3) 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあります。</li> </ul> <p>■ 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告（令和 3 年）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年の教育・保育施設等における誤嚥による死亡事故報告件数 3 件</li> <li>※給食を喉に詰まらせた窒息、給食で提供されたぶどうを喉に詰まらせた窒息、節分の豆まき行事の際に豆を喉に詰まらせた窒息</li> </ul>	

確認事項	説明
<p>(11)屋外活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具に破損していたり、子どもの頭が挟まるような隙間があったりする等、危険な箇所はないか。</li> <li>・施設の外壁や囲障(ブロック塀)が、老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。</li> <li>・上記の他、事故の原因となるような箇所はないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭においては、子どもの動線が交錯することによる衝突、遊具の部材が突出していることによる接触、遊具の転落防止柵の不備などによる落下、指や頭などの入る隙間の存在などによる挟み込み、暗がりにある分かりにくい段差や滑りやすい路面状態などによる転倒など、事故につながる可能性があります。</li> <li>・日頃から、遊具の安全点検を実施し、危険個所の把握に努めることが重要です。</li> <li>・危険個所を発見した場合は、程度に応じて、遊具の使用中止や修繕など応急措置を講じ、本格的な措置を講じるまでは、事故が発生しないように現場を管理することも必要です。</li> <li>・また、施設の外壁やブロック塀が倒壊することによる人的被害も想定されます。</li> <li>・日頃から、外壁やブロック塀に傾き、ひび割れ、ぐらつき等の異常がないか確認し、異常が見られる場合は、専門業者に相談し、改修、撤去、再整備の安全対策を講じる必要があります。</li> <li>・安全対策を実施するまでは、注意喚起や近寄れない措置等の応急対策を講じることも必要です。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所保育指針解説（平成 30 年 2 月、厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 章 3 (2) ア事故防止及び安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</li> <li>・保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成 27 年 4 月、国土交通省） <ul style="list-style-type: none"> <li>II-3 公園施設における事故 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設に関連する事故の要因の例としては、動線の交錯などによる衝突、部材の突出などによる接触、転落防止柵の不備などによる落下、指や頭などの入る隙間の存在などによる挟み込み、暗がりにある分かりにくい段差や滑りやすい路面状態などによる転倒、危険な水面へのアクセスが可能であったことなどによる溺れなどがある。</li> <li>・なお、このような事故の要因は、公園施設の構造、使用方法、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境及び利用状況などに応じて発生するため、一つに限定することは難しい場合が多い。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）（平成 26 年 6 月、国土交通省） <ul style="list-style-type: none"> <li>(2)発見されたハザードの適切な処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。</li> <li>・なお、応急措置を講ずる際には、本格的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。</li> <li>・修繕や部品交換などは、必要に応じて専門技術者の意見を踏まえて行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ 学校施設の日構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために「耐震点検の実施」（平成 31 年 3 月、文部科学省） <ul style="list-style-type: none"> <li>・塀に傾き、ひび割れ等が認められる場合は、地震等により塀が倒壊する可能性がある。</li> <li>・異常が認められる場合は、学校設置者が詳細な点検を実施する。</li> <li>・詳細な点検を実施するまでの間は、注意喚起や近寄れない措置等の応急対策を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	

確認事項	説明
<p>(12) プール活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を保育士が理解しているか。</li> <li>・監視役はプールの状況を全体的に把握できる位置にいるか</li> <li>・緊急時の対応方法について、理解しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視役は、監視に専念することが重要です。準備ができた子どもは、早く水遊びをしたいため、プールに近づくことが考えられます。プール活動等を始める前であっても、監視役の保育士は、必ず子どもたちより先にプールサイドに行き、監視が始められる状態になってから、子どもたちを迎えることが大切です。</li> <li>・プール活動実施中においては、定期的に視線を動かしながら、監視エリア全体をくまなく見渡すことが大切です。プール内外で子どもが困っていたとしても、ケガや事故につながる緊急時以外は、他の先生に知らせるだけにとどめ、監視役は監視に専念することが重要です。</li> <li>・プール活動を終える際は、子どもが全員プールから上がるまで監視役を続け、最後に、指差し確認で子どもが入っていないことの確認まで行いましょう。</li> <li>・施設長は、職員に対し心肺蘇生法を始めとした応急措置を含む救命救急講習等の研修の機会を設け緊急時に備える必要があります。</li> <li>・また、119番通報を含めた緊急時の対応について整理し、職員間での共有を図るだけでなく、万が一の場合に実践できるように訓練しておくことが必要です。</li> <li>・AEDを設置している場合は、バッテリーや部品などに正常に働く期間が決まっているため、いざという時に、使用できるよう日常点検を行いましょう。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月、厚生労働省)</p> <p>1 (1)① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項</p> <p>イ プール活動・水遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。</li> <li>○ 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視者は監視に専念する。</li> <li>・監視エリア全域をくまなく監視する。</li> <li>・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。</li> <li>・定期的に視線を動かしながら監視する。</li> <li>・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。</li> <li>・時間的余裕をもってプール活動を行う。等</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行う。</li> </ul> <p>■ 幼稚園、保育所、認定こども園の先生方へ プール活動・水遊びの溺れ事故を防ぐため、監視役の先生は、最初から最後まで監視に専念～監視のポイント～（消費者安全調査委員会、令和2年5月21日）  <a href="https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/">https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/</a></p> <p>■ いざという時、きちんと使えるように日頃からAEDを点検しましょう！（厚生労働省HP）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/aed/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/aed/index.html</a></p>	

確認事項	説明
<p>(13)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の他、事故の原因となるような箇所はないか（例：スズメバチやマダニなど害虫が発生していないか。夏場は、強い日差しにより遊具の金属部分が熱くなりやけどの可能性がある、ハサミやカッター等危険物が放置されている。 など）</li> <li>・日常的にヒヤリ・ハット事例を収集し、その内容について職員会議等により、職員間で共有しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上述した内容以外にも、ふとした日常の中に、事故やケガにつながる事象が隠れています。（例：スズメバチが飛んでいたら、近くに巣を作っていないか。野良犬などにマダニが寄生していることがあるため、施設近辺でうろついていないか。夏場は、熱中症や強い日差しによる遊具の金属部分が熱くなり、やけどする危険がある。冬場は、園庭が凍結し、滑って転倒する。ハサミやカッター等危険物が放置されている。 など）</li> <li>・日頃からヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い必要な対策を講じることが必要です。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 保育所保育指針解説（平成 30 年 2 月、厚生労働省）</p> <p>第 3 章 3 (2) ア 事故防止及び安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</li> <li>・重大事故の発生防止のため、あと一歩で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。</li> </ul>	

## 5 虐待等の禁止

確認事項	説明
<p>(1) 未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議において、虐待防止、子どもの人権への配慮及び職員倫理について、議題に取り上げているか。</li> <li>虐待防止、子どもの人権への配慮及び職員倫理の醸成に係る研修を実施しているか。</li> <li>人権尊重の気づきを促すため、チェックリスト（「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会）」）等を用いて自己評価を実施し、結果を職員間で共有しているか。</li> <li>虐待防止担当者の設置や虐待が疑われる場合の報告プロセスの整備等、虐待が生じないような職場環境を整備しているか。</li> </ul> <p>(2) 発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園内で不適切な保育が疑われる事案が発生した際、事案を早期に把握するための相談・連絡する体制を整備しているか。</li> <li>園内で不適切な保育が疑われる事案を確認した際、速やかに市町村に相談・連絡する体制を整備しているか。</li> <li>家庭での虐待が疑われる事案が発生した際、事案を早期に把握するための相談・連絡する体制を整備しているか。</li> <li>家庭での虐待が疑われる事案を確認した際、速やかに市町村又は児童相談所に相談・連絡する体制を整備しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な保育を未然に防止するためには、保育士一人一人が、子どもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めた上で、子どもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間で共有することが重要です。</li> <li>施設長等は、保育所内で研修を実施するなど、虐待防止等に関する認識を共有するための学びの機会を設ける必要があります。</li> <li>保護者や保育士が保育所保育において何らかの違和感を感じた場合、気軽に相談できる担当者を保育所内に設けておくことは、不適切な保育の早期発見・改善の機会となるとともに、保護者の安心にもつながります。</li> <li>保育所等内で不適切な保育が疑われる事案を把握した場合、当該事案の事実関係や要因等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市町村等に対して情報提供を行ない、今後の対応について協議する必要があります。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年福岡県条例第56号） （虐待等の禁止）</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所している者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該施設に入所している者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。この場合において、同条各号の規定中「被措置児童等」とあるのは、「入所している者」と読み替えるものとする。</p> <p>■ 不適切保育に関する対応についての調査研究（周知）（令和3年4月13日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p> <p>本手引きにおいて、「不適切な保育」とは、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>不適切な保育の行為類型：</p> <p>不適切な保育の具体的な行為類型としては、例えば次のようなものが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり</li> <li>② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ</li> <li>③ 罰を与える・乱暴な関わり</li> <li>④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり</li> <li>⑤ 差別的な関わり</li> </ol> </div>	



## 6 登降園管理

確認事項	説明
<p>(1) 児童の出席確認、欠席情報の共有、無断欠席児童の保護者への連絡についての手順を定め、実践しているか。(監査当日の登園管理の流れを確認)</p> <p>(2) 登園管理の手順について、職員会議等で共有しているか。</p> <p>(3) 出欠情報を一元的に管理し、常に各職員が確認できるようにしているか。</p> <p>(4) 欠席届がない未登園の児童について、あらかじめ連絡担当者を定めた上で、園から保護者に速やかに確認を行い、その情報を職員間で共有しているか。</p> <p>(5) 毎日の出席簿について、あらかじめ確認者を定めた上で、最終的に施設長等の責任者が確認しているか。</p>	<p>・保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにすることが重要です。</p> <p>・事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠です。</p>
<p>規定・通知等</p> <p>■ 保育所保育指針解説（平成30年2月、厚生労働省） 第3章3(2)ア 事故防止及び安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生を防止するためには、子どもの発達特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。</li> <li>・事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。</li> <li>・保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間も含め、一人一人の子どもを確実に観察することが重要である。</li> </ul> <p>■ 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について（令和3年8月25日 厚生労働省、文部科学省、内閣府 事務連絡）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの欠席連絡等の出欠情報に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること</li> <li>② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること</li> </ol>	

## 7 車両送迎

確認事項	説明
<p>(1) 県の安全管理標準指針の内容を盛り込んだマニュアル・手順書を作成し、実践しているか。</p> <p>(2) 児童の送迎車両について、児童が勝手に乗り降りできないよう施錠しているか。</p> <p>(3) 送迎車両は、国が定めるガイドラインに準じる幼児専用車両か。幼児専用車両以外の場合は、月齢に合わせたチャイルドシート等装備しているか。</p> <p>(4) 車両ごとに運行日誌を備え、必要事項（運転日時、運転者、同乗者名、走行距離、燃料費、運転手の健康状態チェック、車両の事前・事後点検等）を記録し、運行後、園長等運行を管理する者に提出しているか。</p> <p>(5) 送迎車両が出発するまでの事前準備を行ったか。（車両点検、運転手の健康・アルコールチェック、当日送迎を利用する児童の確認方法、送迎を利用しない場合の施設への連絡方法、添乗する職員と受入れ職員との情報共有方法、添乗職員が車内へ携行するもの等）</p> <p>(6) 乗降車時、具体的な手順を定め、送迎車両に乗車した児童の人数を確実に把握できるようにしているか。（乗車した児童（名前や人数）と受け入れた児童（名前や人数）の突合方法、受け入れた児童の出席確認の方法、降車後の児童の取り残しや忘れ物確認の方法）</p> <p>(7) 送迎中に事故や災害が発生した場合の対応について、マニュアル等を作成し、施設内や送迎車両に常備しているか。（児童の安全確保、警察・消防への連絡、園・保護者への連絡）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の車両送迎における安全管理の徹底を図るためには、各施設の実情に応じて適切なマニュアル等を整備し、職員会議、研修等により定期的に職員間で共有を図ることが重要です。</li> <li>・ 幼児専用車両については、座席ベルトやチャイルドシートの装備義務が除外されていますが、利用する児童の月齢や状況に応じて、チャイルドシート設置も考慮ください。</li> </ul>
<p>規定・通知等</p> <p>■福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針（令和3年9月、福岡県）</p> <p>I 事前手続き</p> <p>2 送迎車両の仕様</p> <p>(1) 幼児専用車両 専ら児童の送迎に利用する自動車については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路交通法において、座席ベルトやチャイルドシートの装備義務が除外されている。しかしながら、利用する児童の月齢や状況に応じて、チャイルドシートを設置することも考慮すべきである。 その場合、使用する送迎車両は、児童の安全を確保する観点から、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（平成25年3月車両安全対策検討会作成（国土交通省自動車局））に準じる幼児専用車両とすること。</p> <p>(2) その他車両 上記以外で、園が保有する乗用車等を使用して送迎を行う場合は、児童の安全を確保する観点から、使用する児童の月齢に合わせて、チャイルドシート等道路交通法規定の装備をつけること。</p> <p>(3) 運行日誌の記載 送迎車両については、車両ごとに運行日誌を備え、運転手は、運転日時、運転者、走行距離、燃料費、運転手の健康状態チェック、同乗者（添乗職員名、総児童数〔朝・夕〕）、送迎車両の事前点検、事後点検の実施状況と点検による留意事項及びその日の運行管理状況を記録し、園長（又は運行管理責任者）に提出すること。</p> <p>3 送迎マニュアルの作成 送迎を行う園は、施設ごとに次のⅡの内容（<u>視点1～3</u>）を盛り込んだマニュアル、手順書等を作成すること。 作成したマニュアルは、職員会議、研修等により定期的に施設の職員への周知を行うこと。 また、入園時及び年度当初に、重要事項説明書等の書類と合わせて全保護者に配付するとともに、園の入口の掲示場所等において閲覧可能な状態にしておくこと。 送迎方法の変更等があった場合、速やかにマニュアルを変更し、職員と保護者に周知を行うこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>視点1</u> 児童の安全 児童の生命・心身に関わる部分は、児童の安全を最優先した内容とする。</p> <p><u>視点2</u> 契約の内容及び運用の適正性 過剰なサービスや非定型な業務は避け、施設職員の負担を可能な限り軽減できる内容とする。</p> <p><u>視点3</u> 送迎と保育の確実な接続 車両送迎と保育施設内で行われる保育の間における児童の引継ぎについて、保育所保育指針に沿って確実に行われる内容とする。</p> </div>	